

# 社会人の方に朗報！

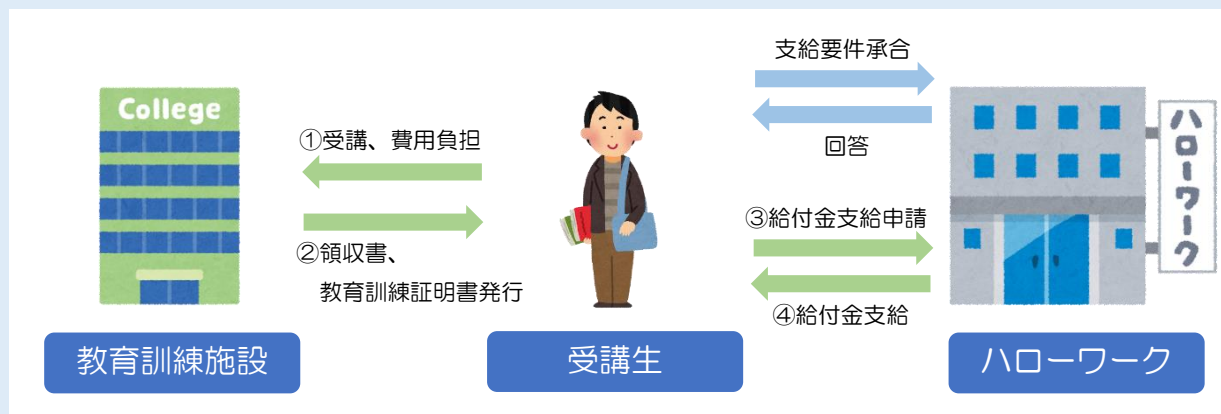
令和4年度 保育学科 入学者対象

## 厚生労働大臣指定 専門実践教育訓練給付金のご案内

本学保育学科は、教育訓練給付金制度（厚生労働省）における、「専門実践教育訓練指定講座」に認定されています。一定の条件を満たした対象者は、支払った経費の一部が支給される給付金制度を利用できます。

### 専門実践教育訓練給付金

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、本学の保育学科を修了した場合、教育訓練施設（本学）に支払った教育訓練経費の一定割合額（上限あり）がハローワークから支給されます。



## 総額 106万円支給

入学者が支払った教育訓練経費（入学金および授業料）のうち、50%を支給（年間上限40万）さらに、受講終了日から1年以内に被保険者として雇用された場合20%が追加支給されます。

### 保育学科

1年次

40万円

2年次

34万円

卒業後

32万円

給付の手続きにはハローワークでのご自身による手続きが必要になります。希望される方はあらかじめハローワークへお問い合わせいただきますようお願いいたします。

制度の詳細については必ず下記ホームページやハローワークでご確認ください。

- ・ハローワークインターネットサービス

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\\_education.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html)

- ・「厚生労働省」教育訓練給付制度（専門実践教育訓練給付）について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)